

令和2年第3回
笠置町議会臨時会会議録
(第1号)

令和2年10月12日

京都府相楽郡笠置町議会

令和2年第3回（臨時会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和2年10月12日 月曜日						
招集場所	笠置町議会会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和2年10月12日 13時28分			議長	杉岡義信	
	閉 会	令和2年10月12日 15時25分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	西岡良祐	○	5	欠 員		
	2	西 昭夫	○	6	松本俊清	○	
	3	向出 健	○	7	大倉 博	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	商工観光 課 長	市田精志	○	
	副 町 長	青柳良明	○	建設産業 課 長	石川久仁洋	○	
	職員力向上 担当参事兼 税住民課長 事務取扱	前田早知子	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	岩崎久敏	○	税住民課 担当課長	石原千明	○	
	保健福祉 課 長	大西清隆	○	総務財政課 長補佐兼 会計管理者 心 得	森本貴代	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務局 長	穂森美枝	○	議会事務局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署名議員	4 番	田 中 良 三		6 番	松 本 俊 清		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						

会議の経過	別紙のとおり
-------	--------

令和2年第3回笠置町議会会議録

令和2年10月12日～令和2年10月12日 会期1日間

議 事 日 程 (第1号)

令和2年10月12日 午後1時28分開議

- 第1 議席の変更
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 議案訂正請求書の件
- 第6 議案第39号 訴えの提起の件
- 第7 議案第40号 令和2年度笠置町一般会計補正予算(第4号)の件
- 第8 閉会中の継続調査の件

開 会 午後1時28分

議長（杉岡義信君） 皆さん、こんにちは。

ただいまから令和2年第3回笠置町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（杉岡義信君） 日程第1、議席の変更を行います。

新型コロナウイルス感染症の予防対策として、本臨時会におきましては、ただいま御着席の議席を指定いたします。

議長（杉岡義信君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番議員、田中良三君及び6番議員、松本俊清君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は本日1日間に決定しました。

なお、議会運営上、議会運営につきまして今臨時会において不穏当な発言があった場合には、後日会議録を調査して善処いたします。

議長（杉岡義信君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長からの報告は特にございませぬ。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 皆さんこんにちは。

本日ここに令和2年第3回笠置町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位には御多用のところ全員の御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

一昨日の台風14号により町内でも土砂崩れ等が発生しています。現在、復旧に向けて対応しているところであります。

それでは町政の状況についてご報告させていただきます。

まず、高度情報ネットワークにおける地上デジタル放送のチャンネル変更について報告させていただきます。現在、整備を進めております高度情報ネットワーク民間移行事業におきまして、株式会社KCN京都より、地上デジタル放送のチャンネルとしてお伝えしておりましたテレビ大阪及びサンテレビの再放送取りやめを前提に再検討することとなった旨報告がありました。原因といたしましては、各放送局の電波をケーブルテレビ施設において再放送するためには、各放送局から書面による同意を得ることが必要とされております。その際、各府県を放送エリアとする放送局以外の放送局からの同意を得ることは、原則として認められないこととなっております。ただし、区域外の放送局であっても地形等の関係上、通常の家用地アンテナで受信可能な場合など、特例として認められる場合があるため、アナログ放送時代の受信実績などを基に受信実態があるものとして準備を進め、住民様へ説明を進めさせていただいていたとのことです。しかしながら、改めて通常の家用地アンテナで視聴することができる放送の受信状況を調査したところ、ほぼ受信が不可能であり、放送局区域外から同意を願い出るに至らないと判断した旨報告がありました。今後はKCN京都による戸別訪問時に再放送チャンネルの変更について説明をさせていただきます。何卒御理解を賜りますようお願い申し上げます。

本日臨時議会に御提案申し上げます案件は、議案案件は補正予算1件を含む3件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第5、議案訂正請求書の件を議題とします。

本件について、訂正理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。議案訂正請求書の件について訂正理由の説明を申し上げます。

9月9日に提出した認定第1号、令和元年度笠置町一般会計決算認定の件について、総務管理費及び統計調査費の支出項目に誤りがあったため、訂正したいため笠置町議会会議規則第20条第2項の規定により請求するものです。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 訂正内容の説明を求めます。会計管理者心得。

総務財政課長補佐兼会計管理者心得（森本貴代君） 議案訂正請求書の件について御説明申し

上げます。

本件につきましては、9月9日、令和2年第3回定例会において認定いただきました令和元年度笠置町一般会計歳入歳出決算書に一部誤りがありましたので、訂正を行いたいため請求するものでございます。

訂正箇所でございますがお手元に配付させていただきました議案訂正請求書に添付しております参考資料をご覧ください。決算書より訂正部分を抜粋しております。

まず、資料の右上に付しておりますページ番号の2ページでございますが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当の備考欄に計上しております時間外勤務手当の930万6,720円のうち、2万4,874円は、本来、同じく5ページの2款総務費、5項統計調査費、6目国勢調査準備調査費、3節職員手当に計上すべきものでございました。また、ページを戻りまして3ページの2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節需用費の備考欄に計上しております消耗品費388万4,862円のうち、2万4,137円は、本来5ページの2款総務費、5項統計調査費、6目国勢調査準備調査費、11節需用費に計上すべきものでした。間違いの原因につきましては歳出科目の確認不足が原因でございます。

今後、かかる誤りの無いように注意してまいりますので、訂正後の金額により御審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては監査委員に報告し、再審査を行っていただいた結果、各支出額等は適正に処理されているものと認められた旨、御意見がございましたので併せてご報告させていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。

質疑につきましては、全ての議案に対し同一議題について3回までですので申し添えます。質疑はありませんか。向出君。

1番（向出 健君） 3番、向出です。

今現在、説明の中でありました原因については、歳出科目の確認不足ということがありましたけれども、具体的にこの決算書の科目の確認についてはどのような確認作業を行っているのか。今回については今までと違うやり方になっていたのか、その辺りの説明と再発防止についての考え方や対策について答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

決算書作成するにあたっては、まず財務会計システムより歳入歳出決算書データを作成させていただき、そこから決算書及び事項別明細書等を出力させていただきます。各課等により内容をチェック及び訂正項目を記入していただき、その訂正項目があった場合はそれを修正して決算書作成という流れになります。

今回につきましては総務財政課所管の統計事業ということで、各担当により内容をチェックさせていただきましたが、そのチェックが漏れておったということで、最終的には私の責任かと思っております。今後につきましては更なる丁寧なチェックをして、このようなことが無いように努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 向出君。

1 番（向出 健君） 3 番、向出です。

この問題だけではなくて、時々ですけれども議案書の数字の間違いであったりということも指摘をされることがありました。今の説明ですと通常どおりの確認作業を行ったと。しかし、このことについては見落としていたと、そういう認識でよろしいのかどうかということと、チェック体制、具体的に例えば2回見ているのであれば3回に増やすとか、2人で見ているのを3人に増やすとか、そういう具体策についてのやはり提案が無ければ、ただ意識だけではまた同じことが起きるのではないかと。その点についてどうしていくのか答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお答えさせていただいたように、まず担当の方で内容をチェックさせていただきます。その後最終的には所管課長の方でチェックをするという2段階のチェックをさせていただいておりましたが、今回漏れておったということですので、慎重に今後はさせていただきますということと、また業務手順書等を作成して業務の見える化などで事務改善等を進めていきたいと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

3 番（松本俊清君） 6 番、松本です。

私はいつもこの席において、町が提出される書類については公文書というかたちで誤字並びに数字については十二分にチェックをお願いしたいと言っていたはずですが、今回この件についてお聞きしたい。これは事務の初歩的ミスなんです。違うんですか。だから、事件発生時の指導、その時の対応マニュアルはどのようになっていたのか。また、事件発生

後、再発防止のためどのようにマニュアルを改定されたか。それについて職員指導に対してどんな方法で、いつ職員に研修会を開かれその内容の議事録はあるのか。執行部は事あるごとに改善する、マニュアルを作ると言っているが、近ごろ税住民課の50万円の紛失。それと京都府、または国をも巻き込んだ企画観光課の補助金不正。この度、またこういうことが発生しているということに関して言われているマニュアル、または反省している、改善するところがあるところが1つも出てきていない。これはどういうことか。ましてこの金額、3月末の決算ですよ。監査も行われている。それが通っている。監査にはここに正確だと謳っているんですよ。この問題をどのように受け止めているのか。町長お聞きしたい。指導方法をどのようにして徹底するのか。その点お願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問にお答えいたします。

就任以来半年が経過していく中で、いくつかの会計上の初歩的なミスが散見されたということでございます。基本的に大きな問題点として2つあるかと思えます。

1つは個人の、職員1人1人の研修等の資質の問題。それからもう1つは行政内部の組織全体の問題、この2つに集約されるかと思えます。会計システム含め電算化を進めておるわけですが、電算化しているシステムの過剰な過信。それから個々の職員の業務に対する理解度、それに対する職員全体のフォロー、そうしたものがきちんとできているのかどうかということについて、1つずつ問題点指摘して対応策をきちんと考えてやっていきなさいという、そういうかたちでの指導をしておるわけです。

今回の事例に関していえば、物すごく単純なヒューマンエラーということなんですけども、これもある程度、例えば差引簿付けているなり何らかの処理をしていれば簡単に確認できたわけでございますが、それも結局は職員が自分の業務内容をきちんと把握していなければ差引簿付けていたって無理だと、わからないということになりかねないので、その辺りの業務についての指導、業務内容についての指導、その辺をきっちりやってお互いに補完するようにならしていただくということをお話してあります。

行政の正確さというものは求められるわけでございますが、1つずつの問題について確実に失敗の目を潰していくという作業というのは、昔からずっと続いてきたわけでありまして、今後も当然ながら正確な行政を執行していく。そのためにもきちんと問題が起こった原因を見極める、それに対してきちんと対処していく。どういったかたちが有効であるのか、それを全職員と話をした上でしていくということが必要かなというふうに感じています。

差引簿を付ければかなりの割合で事故が防げる。それからもう1つは国庫補助金、府補助金が付いている補助事業、これについての予算執行状況をきちんと確認していくということが非常に大切だというふうに私考えておりますので、その辺りの指示を過日の課長会議においてもしてきたところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、私質問の時にこういう事件が起こった時に、事あるごとに執行部の方ではマニュアルを作ると言われてます。先ほどもお聞きしたんですが、マニュアルはあるんですか。今、答弁されたのは町長の一方的な考えじゃないんですか。それでこういう事件を改善されると思いですか。その点どうなんですか。マニュアルに関して私は聞いたんですよ。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

マニュアルがあるかということなんですけども、決算書作成については、向出議員の時にもお答えさせていただいたように担当のチェック、それから課長のチェックというようなかたちでの2重のチェックをさせていただいております。ただ今回両方とも漏れておったということでこういったことになってしまい、申し訳なく思っております。

先ほども少しお話しさせていただいたんですけども、業務手順書というものを作成させていただいて、見える化ということで事務改善の方に努めていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

私はこの件に対して新しいマニュアルができたんか。町長は言われました、こういう具合にしてやる。その方法はどういう方法でやるのか、どれに基づいてやるのか、それを聞いているんです。本当に作られたんですか、この事件が発生してから。無かったら無いと言うてください。あれば出してください。よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問です。

今回の件についてのマニュアルがあるかということですが、現在ございません。今回の原因を確認して業務改善書等を作ってマニュアルを作成していきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

この決算認定の訂正の請求の件につきまして、私は監査委員として一言申し上げておきます。

先ほどから話出てますように、一応9月の定例会で決算監査の認定を受けた事件であります。これが、私が監査委員として大変遺憾であります。先ほど松本議員も言ったように、監査報告書でもほぼ正確にできているという報告があったやないかということが出てます。そのとおりであります。しかし、その時にもわからず、これが発見されたのが京都府からの指摘でされたということがもう1つ大きな問題であると思うんです。決算監査の総括意見でも述べておりますけども、事務の効率化のために、先ほどから町長おっしゃられていたように、電算化を図って事務の効率化をやっているわけなんです。そういうことで今回の問題も予算差引簿とか全部電算化で見られるようになってるんです。ということはあの時の総括意見の意見でも、いくら電算化をやっても人的なミスがあったら、入力ミスがあったらこれは何にもならないということは決算監査報告でも指摘しているわけです。それがそのままこういう修正が出てきた。その間違いも自分らが見つけたんじゃないし、よそから言われてわかってきたと。物すごく根が深いですよ。私、監査4年間やってきて、いろいろ問題があってやってきました。その都度報告書にはいろんな指摘もやっております。

それで3点聞きたいんですけど、まず1点はこういう問題、事件が発生したときに職員皆さんへの注意喚起。再発しないために、その注意喚起ということ、職員の皆さんへの徹底はどのような対策を取られているのか、それがまず1点。

それと2点目は、これもあったことなんですけども、人事異動の時に引継ぎがちゃんとされていない。だから新任者が前回やっていた人のことが分からないから、つい間違ってしまうというようなことも発生しています、今までに。これも引き継ぎ書の制度が無いのかということで、だいぶ指摘もしました。これがどうなってるのか。

それから3点目は、この間の9日にこのために臨時の監査、審査をやりました。その時に副町長は対策として、こういう実務的なミスについては職務教育OJTで実施していくと言われました。ところが私の目から見ると、今まで職員力向上という計画も立ててやっております。しかし未だにこういう間違いが出てくるということは効果が出てない。というのは、このOJTをやっていくとおっしゃられているけども、OJTというのはその職場の中でベテラン者が新しい人にいろいろ業務の流れを教えていく、こういうことなんです。そういう人がちゃんと各課におるんですか。その辺の体制面のこと、そこもちゃんと町長、

副町長考えたってほしい。OJTでやりますと言ったってできませんよ、教える人がちゃんとおらんかったら。というのは、私が今まで見てきたあれでは、建設課とかちゃんとベテランもいてるしできるかもわからんけど、商工観光課なんか全部移動してしまっているじゃないですか。それで引き継ぎ書がちゃんとあるのかどうかもわからん。今度新しい人が何をやってもいいかわからんと思います。そして企業人の人もたんと入ってはる、商工観光課は。よそから来た人が、ちゃんとした中のことが分かっている人がおらんかったら、そういう人もうまく融合して使えていきませんよ。そこらもちゃんと町長、副町長は考えて体制を作ってもらわないとあかんと思うんですけど。その3点について答弁してください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

その前に、改めまして先般認定をいただきました決算の修正をお願いすることになりましたことを大変申し訳なく思っております。どうぞよろしく申し上げます。

質問3点頂戴いたしました。

1点目、問題発生時に職員全員に注意喚起ができていくかどうかの点でございます。これに関しましては課長会議を開催し、その都度その問題点につきまして課長を通じて職員に徹底する、そのような動きと言いますか取組みをさせていただいております。課長に徹底した後、それが課員全員にどう浸透しているかに関しましては、やはりもう1度、御指摘の点があったように検証する必要があると思っておりますので、単に指示をした指摘をしたということに留まらず、それがどのように浸透していくのかに関しましてはまた追跡調査もさせていただきたいと考えております。

2点目の人事異動時の引継ぎがちゃんとできていないということでございます。引き継ぎ書を作成して前任者から後任者に引き継ぐというのは、基本的に、公務員はそうなんですけども、会社員もそうなんですけども、そういうふうに引継ぎというものが一般的には行われているというのが常識であろうと思っております。ただ、笠置町役場の中でそれが一職員にまで徹底できているかと言いますと、そこまで徹底できていないというのが現状でございます。事実上引継ぎが行っていたとしても引継ぎ書面で以って確認し、確かに引継ぎを行ったということにつきまして所属長に報告をしているか、それが全職員に徹底できているかと言いますと、そういう状況じゃございませんので、こういった問題がやはり発生するというのはそういう引継ぎがどう行われていたのかといったところも当然問題になってくるわけでございますので、改めて引継ぎの仕方、統一的な引継ぎの仕方、そしてそれを所属長は確認をしていくと

いったところにつきましても徹底をさせていただきたいと思っております。

3点目でございます。やはりOJTに関しまして、何て言いますか...、前任者或いはこれまでやってきた過去の書類を見ながら辿っていくというのが現状でございます。その前任者或いは過去の書類に関して課の職員が全員熟知しているかという、そういうわけではございません。そういう中で初任者或いは経験年数が浅い者が仕事をしていく上で、不安感があるというのも現状でございます。今年度、全職員に対しまして、年度の前半からでございますけれども、階層別に少人数で全員に対する研修を行う中で、特に管理監督者層であります主査級以上の職員に関しましてはOJTの中で、やはり後輩を育成していく責務があるということをお話をさせていただきました。それはどういうことかと言いますと、やはり職制的に課長がおり課長補佐がいて主査がいるという、そういうバランスが取れたと言いますか、そういう組織に必ずしも全部なっていない。御指摘いただいたとおりそうならない職場もあることは事実なんです、やはり新しく来た職員等に対する職場内の指導については、先輩である或いは上席である者がその責を担うものであると。例えその者が1年目の者であったとしても、やはり後輩或いは初任者の手を取りながらも、自分も勉強しながらもそういうふうに職員を育てていかなければならないものだという事について研修をさせていただき、ようやくOJTについてどういうことをしなければならぬのかということが浸透してきたというような感触も得ております。効果ということも言われましたが、職員力向上のプロジェクトで行ってきた研修が多岐にわたってまいります。効果が出ている部分もあれば、1回ではなかなかその効果というものが確認できないということもあり、引き続き今こういう問題点が指摘され、個人に関わる事、それから仕事の仕方のシステムに関わる事等が出てきておりますので、何度も年度後半の時間の中で、こういったことについて再度、再度と言わずに何度も改善できるように、引き続き研修或いは人材育成の観点で、研修であったり職場での人材育成に取り組んでいかなければならないと、そのように感じているところでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

今の中で1番の職員全員の徹底について、これは事務局のあれによりますと、パソコンで全部全職員の人が見られるようになってるということは聞いています。例えば保健福祉課長、今回のこの件について多分課長会議ではお話はあったか知らんけど、課長は聞いて知りました。職員にはどういう徹底をされているんですか、ちょっとお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

課長会議の内容につきましては、課長会議が終われば内容ということで、課内で回覧しているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） わかりました。回覧しているということは、文書か何かで、議事録か何かで回覧すると。

あと 1 点、引継ぎは今ちゃんとルール化されていないということですので、これはやっぱり是非ルール化してやってほしいと思います。そうでないと新しく新任で就いた人が困ると思うんです。その辺はよろしく頼みます。

それから O J T の体制ですけども、これもやはり特に商工観光課なんか考えてやってもらわんとあかんと思うんです。その辺が町長と副町長の仕事ですやんか。もう 2 度とこういうことを再発しないように徹底して今回やってください。よろしくお願いします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

私が求めたいのは、今回の具体的なこの経緯についてそれに対応しているかどうか的大事だと思うんです。一般論として引継ぎであったり、それも大事なことなんですけど、今回現にこういうことが起きていると。先ほど私、具体的な業務内容まで細かくは確認できていませんけれど、例えばこの決算書見た中で職員手当、国勢調査費の中でゼロになっていると。ゼロと実際時間外勤務があったかどうかというのを、例えばチェック項目になっているのかわかっていないのか、なっていて見落としているのであれば今の事業体制でも見落としが起きるので、例えば回数を増やしたり 3 人、4 人とか人を増やすというような人的な目の数を増やすことが必要かもしれないし、業務に入っていないければ業務に追加するとか。例えばゼロ項目については別建てでゼロってことはあるということだけで見るとか、効率が良いかどうかはありますけど、今回起きた具体的な原因とその説明と、それが本当に対応として今回の原因を防ぐことができているのかということところがきちっと思うんです。一般的な見える化ではなくて、今回は例えば単純にチェック 1 個 1 個していたけども、2 人の二重でやっているけども単純に飛ばしていたというのであれば、2 人体制では十分ではないんじゃないかって話になるので、そういう話になると思うんです。具体的な原因とそれに対応した具

体策がいると思うんです。一般論ばかり言いますけど現に起きたわけですから、そこをきちんと具体的な業務の流れとミスが起きた具体的な直接的な原因と、それに対してだからこうすれば防げるということが1番今回の具体的な事例では大事なことだと思うんです。一般的な引継ぎであったり職員の意識の向上、例えばこれがこの項目と確認したけども、この項目でいいんだと思い込んでいたらそのままスルーしてしまいますから、職員の資質の向上として図るというのも大事なんですけど、具体的なことに対しての対応を、これまでもそうなんですけど、そこが十分な説明が無いのではないかなというふうに感じますので、しっかりと対応いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問です。

向出議員御指摘のとおり、今回起こった原因をきっちり突き止めて、それが起こらないようにさせていきたい、次につなげていきたいというふうに考えております。また、決算書のチェックについても、担当と課長ではなく課全体でも見ておりますので、その時にも誰かが気付くような体制もとっていききたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） もう1回、これは質疑というか要望ですねんけども、私が以前に言うた業務の提案制度、これを10月からやられてるみたいで、その要綱も見せていただきました。ようやく私の意見取り入れてもらえたなと思て喜んでますねんけども、こういうことを使って今回の問題でも職員からこういうふうに改善したらええの違うかとか提案を挙げてもらいたいと思うんです。そういうことに大いに利用していただきたい。何件ぐらい今提案挙がってきているのか知らんけども、それで、私町長にお願いしておきたいのは、提案賞を作っておいてください。何も無しで仕事改善せえ言っただけでなかなか動きません。やはり町長から賞をもらえるとなったらええんで、他の民間会社は全部そういうことやってるんです。町長その辺、ええ方策を考えて職員の方がどんどん提案出せるようなこと考えてください。以上、要望しておきます。

議長（杉岡義信君） 町長、それ答弁できひんのか。町長。

町長（中 淳志君） ただいまの西岡議員の御提案です。

行政改革に対する提案ということで、何らかの賞を考えろというお話だと思います。いろんな法令の規制がありますから、金品の贈与ができるかどうか、まだその辺のことは考えないといけないのかなと思いますが、何らかのかたちで、既にかかなりの数の行政提案が出てい

るようですので、またそれ私目を通していただいた上で、また今後職員との話し合いの中でいろんな事考えていきたいと思いますんで、今後もまたよろしく願いいたしたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

私、先ほど質問したんですけど、我々の任期も後しばらくです。マニュアルができてないということだったら、我々の任期中にそれはやってくれるんですか、指導方法のマニュアルは。どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問ですが、どうかたちになるかわかりませんが、マニュアルとかたちで作らせていただきます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、課長の答弁なんですけど、どのようなかたちになるかわからん、そんなマニュアルってあるんですか。やはり、前向いた改善方法のマニュアルを作るべきですよ。そんな答弁が通るんですか、これ、あやふやなことで。答弁についてもっと真剣に返事してくださいよ。どうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員に御質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁につきましては、私の発言が中途半端だということで申し訳ございません。きっちりマニュアルとかたちで作らせていただきます。

議長（杉岡義信君） 他にありませんか、大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

いろいろ今聞いてましたけども、1点だけ要望というか、例えば職員採用なったら3町村一緒に職員研修するとか、例えば1週間とか、我々の場合やったら1週間、2週間あったんですけども、やはりそういう3町村合わせて、新規採用の研修を。それと昇任試験あった場合には昇任試験通った人のその研修。広く言えば、例えば京都府へ行って新規採用の人と一緒に研修するとか、そういう場を広げたらまた横のつながりとか、いろんなことができるんじゃないかと思うんです。この小さい50人の定員の中でなかなか難しいんです、研修やると聞いてても、確かに。そういった広く3町村、今言いましたように、3町村とか京都府と

か、そういった研修のやり方も1度検討してください。これすればやはり広がりっていうか、町の職員だけじゃなしにいろんなことが、電話で和束町の人に聞けるとか、京都府の人に聞けるとか、そういうこともあると思いますので、できたらそういった研修をやっていただけたらという要望だけしておきます。以上です。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員からの御提案でございますが、大変有意義な御提案であると思います。町単独の当然研修も必要でございます。笠置町職員としてどういう意識を持ち住民とどう向き合うか、ここはベーシックなところとして大変大事でございます。さらに職員が採用されて成長していく段階で、他の市町村との交流、職員間のさまざまな課題共有と言いますか、問題解決に係るそういう取り組み、そういったものも必要でございます。市町村振興協会がそういう新規採用職員或いは中堅職員に関する集合研修を行っております。昨年度は残念ながらコロナの影響がございまして、そういった取り組みが十分できませんでした。直近にまたそういう集合研修があるということも聞いておりますので、積極的に笠置町職員が京都府市町村振興協会の全体研修に参加できるよう奨励もしていき、また指名もし参加できるように取組を進めていきたいと思っております。貴重な御提案ありがとうございました。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで質疑終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

この際申し上げます。

全ての議案に対して、起立しない者は反対とみなします。

議案訂正請求書の件は、これを承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、議案訂正請求書の件は、承認することに決定しました。

この際、15分間休憩します。

休 憩 午後 2時20分

再 開 午後 2時34分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（杉岡義信君） 日程第6、議案第39号、訴えの提起の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第39号、訴えの提起の件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては平成31年4月9日に支払い済みの笠置いこいの館の指定管理料のうち、業務撤退後の未執行期間分の返還と笠置町簡易水道使用料の未払金の支払いを求めて訴えを提起するにあたり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。御審議いただき御承認いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） それでは、議案第39号、訴えの提起の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の2枚目からが訴状となっております。

本件は笠置いこいの館の元指定管理者でありました株式会社フェイス、代表取締役関谷幸司を不当利得返還等請求事件で訴えを提起するものでございます。訴状の2ページをお願いいたします。

請求の趣旨でございますが、こちらに記載しておりますとおり、1、被告は原告に対して金700万円及び令和2年1月30日から支払い済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。2、被告は原告に対して金120万4,252円を支払え。3、訴訟費用は被告の負担とするとの判決及び仮執行宣言を求めるものでございます。

請求の原因につきましては、第1、請求の趣旨第1項についての1から5に経緯を記載しておりますが、3ページの中ほど、5の項目にございますとおり、平成31年4月9日に支払い済みの指定管理料1,200万円は平成31年度の12カ月分であることから、令和元年8月31日付けで指定管理が取り消されたことによって以後の指定管理業務がなされておらず、令和元年9月分から令和2年3月分までの金700万円は被告に生じている不当利得

金であるとして、その支払いを請求したものでございます。

同じく次の第2、請求の趣旨第2項につきましても、こちらにございますとおり、管理業務を行う上で利用していた簡易水道使用料の未払い分金120万4,252円の支払いを請求したものでございます。

訴状の4ページをお願いいたします。

第3でございます。よって、原告は被告に対して、上記のとおり不当利得返還請求権の行使として、金700万円の支払いを求め、また継続的供給契約に基づく水道使用料金120万4,252円の支払いを各求めて本訴を提起するものでございます。

なお、次の5ページが当事者目録になっておりまして、最後のページには証拠説明書を添付いたしております。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

3点お聞きします。

まず、何故平成31年度は一括して1,200万円を支払われたのか。水道料金が何故4月から滞納というか支払われてないのか。

2点目は、もし仮に勝訴した場合は良いですけど、敗訴した場合はこれはどういった責任が、当時おられた方の責任になるんかどうかわかりませんが、なると思いますけれども、どういった責任を取られるのか。

そして3点目は、これは笠置町の監査やられたところに載っているんですけども、要するに指定管理者の業者から約4,000万円の損害賠償を求めることとして、弁護士を通じて町に書面要求をされているとありますけども、この3点についてお聞きします。

まず1点目です。何故この1,200万円が一括で2年目に払われたかどうか。この平成30年度の年度協定というのは、もちろん我々も何遍も言っているから議員の方も御存知なんですけども、4月、9月、12月3回に分けて支払われているわけなんです。ところが平成31年度の年度協定書を見ると、3度とか何も無しに、ただ年額1,200万円と書いてるだけです。何故2年目にそういったことが行われたのか、まずそれをお聞きします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

平成31年度、指定管理料1,200万円を一括で支払ったということでございます。支

払いに関しては特に分割でなければならないというルールはございません。一括の必要があれば一括でお支払いもさせていただきます。私共は指定管理者に対して平成31年度も引き続き指定管理をしていただくということの信頼関係を前提に置きまして、1,200万円をお支払いさせていただいたというのが経緯でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

それじゃあ、昨年3月に2回業者の方呼んで特別委員会やってます。その時には業者の方は安心して運営できる担保がほしいと町に要望し、必ずやってもらえることが確認できたので合意した。もしそれが叶わないとするならば撤退やむなしとおっしゃってるんです。こういったことを3月におっしゃってるのに、年度当初に何故1,200万円も支払われるんですか。それが不思議なんです。3月にやって4月にこれは当然予算は通りました。4月の末に支払いやっておられる。こういったことを我々特別委員会で業者の方に来ていただいてやっているんです。そういったことをおっしゃっているのに、何で年度当初に1,200万円払われるとかそれが不思議で仕方ないんです。

そして令和元年9月議会で前の町長はこういったことをおっしゃっています。2年目におきましては1年目の厳しい状況から脱するためには、初期にそれなりの資本を投資投入して改善して、1年間を乗り切っていきたい。そういう思いを込められて要求していただきましたので、一括して支払いをさせていただきましたと答弁されています、ある議員の質問に対してですが。これはたまたま住民監査請求をされた方が調べられて、そういったこともここに書かれております。何故、本当にこういった平成30年度は3回に分けてんのに、そういったことを業者が最初に言ってるのに、何で一括して払うてというのが我々としては、ちょっと解せんのです。もう1度しっかりと答弁もらえますか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

一括して1,200万円を支払った理由は何かということでございます。当然、1年目おやりいただいていろいろな御苦労があったということも承知をしております。そして、その御苦労に対して必要であれば損失補填等措置もさせていただき、またいろんな意味で経済的なサポートもさせていただいたというのがございます。2年目に当たりまして、先ほどのようなふうな課題が2年目にあるのかということも業者の方々ともお話をさせていただ

きました。改善できる状況にあるものについては改善をしていきたいと思いますということでお約束もさせていただき、そして資金繰り等で困られる場合は、私共としては単に町の方からお金を出すということではなく、民間資金の導入や利用者増という具体的な考え方でいって努力をしていきたいと思いますという話をさせていただき、2年目の指定管理に入っていたということをございます。1, 200万円に関しましては業者の方々に対して、私共も当然1年間やっていただけると、そういう状況にあるということをお願いいたしまして1, 200万円をお支払いし、頑張っていたきたいということで指定管理業務をお願いしたというのが経緯でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

副町長、先ほど言いましたように、もし叶わないとするならば撤退やむなしとおっしゃられてるんです、業者の方は。そういったことをおっしゃられているのに何故1, 200万円払われたのか未だにわかりません。そして去年の3月に2回したときに、こういったこともおっしゃっています。損失赤字が約1, 000万円である。何らかの損失補填をしてほしい。指定管理料が1, 200万円は納得していないが、何らかの補填はしていただけるものと聞いていると。そして先ほど言ったように安心して運営できる担保が欲しいと町に要望し、必ずやってもらえることが確認できたので合意した。もしそれが叶わないとするならば、撤退やむなしとおっしゃってるんです、3月の時点で。こういったこともおっしゃっているのに何故4月に一括して払われるか未だに私はわからないんです。そこまで業者がおっしゃってるんです。これは堂々巡りなんですけども、何か他に答弁もらえることあれば、無ければもういいです。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問でございますが、再度のことになるわけでございますけれども、途中撤退と言いますのは全体の協定書の中でも謳われておりまして、撤退が許されないものではなく、やむを得ない事情があれば当然途中で指定管理業務を停止する或いは中止する、或いは取り消すということは協定書の中で記載されております。それは当然向こう側の事情もありますし、当方から指定管理業務はもうこれで終わりですよという場合もございます。途中で状況が変化をすれば終わりになるというのは当然のことであり、恐らくそのことを改めて言われたんだろうと思っております。安心してやれる担保と言いますか、それがどういう状況であるかというのは、私も申し訳ございま

せん、詳しい中身というのは理解はできておりません。どういう意図でフェイスさんがそのことをおっしゃったのかその内容までは承知はしておりません。ただ、これまでフェイスさんがおっしゃっておられた機械、設備の不具合に関しましてそれが原因でやはり自分たちはうまくいかなかったんだということを常におっしゃられておりました。ならばスタートラインとして施設設備といったものを改善する、そういったことについて平成31年度は取り組んでいきますということを申し上げ、ならば安心しましたということをおっしゃられたのは聞いております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

（「1点、2点言うたやん」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 3回です。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、議会で議長とこんなん、おかしいじゃないですか。だから、もっとはっきり進行してもらいたい。だから私はこれから今の問題についてお聞きします。

この契約書は一応弁護士と相談されたんですか、内容について。どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この協定書そのものに関しては弁護士とは相談をいたしておりません。ただ一般的に京都府或いは他の自治体で指定管理が行われているそのひな型がございますので、それを参考にさせていただき、最終的にこの文言で良いかどうかに関しまして内部のチェックを経て協定を結ばせていただいたというのが経過でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

これ、弁護士と内容については相談されたんですね。だから弁護士はこれで行くという承認を取ったということですね。だったら少しお聞きしたいんですけど、この中に水道料金120何万円が出てます。これ、一般の町民だったら水道止められるんです。これを平然とここで描き上げて、まして今まで放っておくということはどういうことなんですか。町長、説明してください。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

株式会社フェイスの滞納につきましては、先ず経過からご説明させていただきます。平

成31年度4月分の水道料金から滞納が始まりまして、5月、6月分の滞納がございました。当然毎月納付の通知というのは送らせていただいております。その3カ月の滞納がございましたので、笠置町簡易水道事業給水条例第35条並びに笠置町給水停止処分取扱要綱第2条第1項の規定に基づきまして給水停止、これは皆さんと同じような流れにはなるんですけども、給水停止通知をフェイスに送付したところでございます。そういったことでその後、8月9日付けで滞納額の2分の1に当たる54万3,014円の支払いがございましたので、給水停止処分取扱要綱第5条の規定によりまして、給水停止の一旦の中断を行ったところです。その後、7月分の水道代それから8月分の水道代が滞納ということになりまして、以上2カ月分を加えた滞納額120万4,252円、現在訴状に書いております金額となったところでございます。その後もフェイスさんにつきましては8月いっぱい撤退されましたので、その後の給水停止というのは当然行えなかったわけではございますけれども、その後も滞納につきまして毎月請求を送り続けているところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

請求されたということですが、結果として120万円残ってるんです。その通知の方法なんですけど、それはどういう方法でやられたんか。配達証明付きでやられたんか、いろいろ方法あるんです。まして120万円です。笠置町の600何戸の1カ月分の水道代です。それに匹敵する金額ですんで、そういう点どういうお考えかということもあるんです。

それと私はこの件について、町長に質問したんです。だから町長は詳しい数字はわかりません、だから担当の課長から説明さしますと言うて課長が出てくるのがルールじゃないんですか。ただ、手で合図して出る、どうこうってそんなことはないですよ。私は町長を指定して言うてるんですから。私の意見をどのように考えてるんか、軽視されてるんか、非常に疑問を思います。

それとこの内容、年間1,200万円って謳ってあります。この前にも話しました。契約書には12カ月で100万円ずつという計算になってるんです。700万円という金額は私がこの席で言うたんです、最初。提案したんです。その時は、大倉議員言うたように、支払いが前年度は3カ月か4カ月で支払ったんです。それで一応700万円ということになったんですが、契約書の中、年額1,200万円と謳ってあるんです。違うんですか。そうしたらその中の内容で1,200万円、100万円掛ける12カ月、1,200万円と契約書に謳ってあるんですか。これは、おかしいじゃないですか、この計算をするのは。

そしてここで提訴するのは結構ですよ。これは契約されたものについて、これは契約違反として提訴されるのか、残りの金額を求めて提訴されるのか、その点どうなんですか。もし契約違反なら1, 200万円という金額を書かなだめじゃないですか。その点どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ず2点目の方からお答えさせていただきます。

これは契約違反ではなく、実際に指定管理業務を行わなかった期間について700万円を返還してほしいという、そういう提訴でございます。

それから1点目でございますけれども、年間1, 200万円と言うておりますが、平成30年4月にフェイスさんが指定管理業務を請け負われるときに、この指定管理料の内容について説明させていただきました。月額100万円、そして100万円の中身は人件費、これは支配人或いは副支配人、料理長といったような方々の人件費相当分。それからその他営業関係経費、広報宣伝費で合計100万円ですということで説明させていただいております。1カ月そういう金額でお支払いさせていただきますという支払いの根拠も説明させていただき、それに納得いただいたという経過がございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

水道料金の滞納通知の通知方法についてお尋ねでしたのでお答えさせていただきます。

滞納通知の送付方法ではございますが、それにつきましては相手方の受け取りが確認できます簡易書留により通知を送付しているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

先ほど1点目は1, 200万円、2点目は、言いましたけども、仮に勝訴した場合いいんですけども、敗訴した場合に前町長とか副町長がどういう責任を取られるんかというのを聞きしているんですけども、その答弁が未だいただいてないので、これが2点目。これどのようにお考えですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

敗訴というのがどういうかたちになるかというのが、ちょっと、未だはっきりとしており

ませんので、いろんなかたちがあるのかなど。敗訴は当然想定しておりません。勝つということを前提に私たちは今訴訟を提起しようとしております。仮にという話でございます。仮に700万円といったものが裁判所の決定によりこれは払わなくても良いといったようなケースになった場合、この700万円というのが笠置町として本来戻していただくお金が入ってこなくなった。1,200万円をお支払いし、500万円は指定管理業務を行った期間。しかし700万円は指定管理業務を行わなかった期間として、笠置町に戻さなければならないということを前提に訴訟を起こしましたので、そのお金が入ってこなかったということで、実質的にそれが笠置町に損害を与えたといったような理解が出た場合に、その損害に対して責任を負われると言いますか、どういふかたちの責任を取るかっていうのはこの先わかりませんが、何らかのそういう責任を追及するということが住民訴訟その他あるかもわかりません。そこは未だ想定できませんので、今のところ勝訴するということを前提に全力で以って取り組むという所存でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

勝つとした前提として当然にやらなきゃ裁判なんかそうだと思うんですけども、もしものことがあるから、そういったことで一応お聞きしときました。

そして3点目のところに、これは未だ我々も書類はいただいてないんですけども、5月の月例監査、25日の監査ですか、旧指定管理者からは約4,000万円の損害賠償を求めることとして、弁護士を通じて町に書面要求されていると書いてるんですけど、当然に町としては反証されると思うんですけども、その辺の中身、町の方は書類があると思うんですけども、言える範囲でどういったことが4,000万円も、これは監査で当然されてるから監査も資料持っておられると思うんですけども、もし答えられる場合、どこまで答えられるか答弁願えますか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ちょうど1年前、10月の初めに私共が700万円返してくださいという通知を向こうの方に送らせていただきました。それに対して向こう側は返しますということではなく、逆に自分たちが損害を被ったんだということを文書で向こうの代理人である弁護士の方から私共の方に送られてきたという経過がございます。それは約1カ月後文書で送られてきました。そこに書いてある内容の詳細はちょっと避けたいと思うんですけども、主な内容といたしま

しては、本来自分たちが万全な状況の中で指定管理業務を行っていたら、これだけの売り上げ或いは利益が発生したであろうという基に、実はそういう自分たちが全力を発揮できる施設設備、その他の状況に無かったがゆえに、これだけの金額が自分たちの損害として被ったんだというのが主な内容でございます。金額的には約4,000万円という金額になっておりますが、当然この内容に関しましては私共文書で向こうに返しました。そういった請求をする根拠が存在しません。ということで向こうが主張してきた内容について、私共は否定をする文書を弁護士を通して返しました。その返事が未だやりとりをしている中でございますので、当然文書のやり取りだけでございますので、これに関して何らかのかたちで決着をつけるべきだったのではございますが、今の状況の中では、私共が法的な手段で訴える、訴訟を起こす、それに基づいて指定管理料の返還と水道料金を求める。当然その動きの中でこれまでの文書のやり取りと同様に、向こう側もまた反訴してくるのではないかとすることは予測されますけれども、言うてきている内容というのは、今申しあげましたようなことで、自分たちが万全な状況の中で指定管理をすれば、これだけの利益が上げれたんだというような、非常に…、何て言うんでしょう、夢物語的な数字が上がってきているので、少し私共もこれは現実的ではないということで反対の文書を送らせていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

参考までにお聞きしたいんですが、今、水道光熱費というかたちでこの分はなっていると思うんです。だからそこでお聞きします。電気代、これは指定管理者がいつ関電と契約を切られたんか。そして、もしこれが9月であれば9月分は業者が払われてるんです。しかしこちらはやってるからその分、町として払ろてくれと請求とかなかったんですか。

それと光熱費の中にはボイラーの燃料代があるんです。当初、業者に引き継がれたとき何キロリットルあったんですか。今度8月末で終わった時、残量はいくらだったんですか。これはこの前にも話しているんですが、いろいろ在庫について引継ぎは完全にやってもらいたいというようなこと指摘してるんですよ。だからそういう非常に大きな金額を出す燃料はいくら残って差はいくらだったんですか。

それと先ほど副町長、これを裁判にかける。いつ判決が下りるか分からない。その間、ご存じのようにいこいの館はあのまま放っておくんですか、町として。そういう何かの案があるんですか。前町長は無償譲渡というようなことマスコミに報道されてるんですよ。そういう点、今裁判にかけてもらうのはいいんです。いつこれが判決出るか分からない、それまで

放っておくんですか。その時にどうするんですか。一応、町長の案としてどうかと、そちらの方が心配ですんで、今後の利用方法をお願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問ですが、いこいの館を今後どうしていくのかという根本的な御質問だと思います。

西村前町長の時代から京都府と協議を重ねた上で、どのようなかたちでの運営をしていくのかというお話をこれまでも続けてきておられます。町の体制変わりましたからといって今までの協議の内容を全て反故にするというわけにはまいりませんので、改めて協議を再開させてほしいと。とりあえず京都府の方で出されたモデルプラン、マスタープランについて2度ほど説明を受けております。それに対して私の方からいくつかのお願い、ご相談をさせていただいております。近々の課題ではありましたが、なかなかご相談の内容が前には進んでおりません。うちの方から申し出をしておりますのは、一定の改装をしないと、用途変更をしないと再開は難しいでしょうと。河川との一体化の計画についても、なるべくなら独立採算で行けるような方策を考えないといけない。観光客の入り込み客数を増やすため、具体的に言うたら笠置町に観光に来られるお客さんを増やすためのそういう仕組みというものを考えて、またそれをご相談したいということで既に簡単なお話はさせていただいてますが、きちんとしたお話までまとまっておりませんし、具体的に未だ申し入れをしたわけではございません。一応、私の方の意見としてこういうふうなモデルプランというか、考えてますんで、ご検討いただけますかということでお話しさせていただいてます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、いこいの館の今後の利用方法についてということで答弁いただいたんですが、何回も府と相談してるという回答をされるんです。しかし、府に町としてこういう方針でいきたいという方針を打ち出されて相談されてるんですか。どうなんですか。これは風呂止めてから相当年数が経ってるんですよ。それでもこのまま放っておくというのは、現職の町長として町の資産として1番大きいんです。だからそういう点、府と相談してる、してもうても結構です。しかし笠置町はこういう方針でやると、それに対して協力してくださいというような相談の仕方ですか。それとも一任して何かいい方法あるんですか教えてください、どっちなんですか。その点はっきり返事してください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） かなり具体的な提案をさせていただいておりますが、なにせ補助金、それから起債が入っております。その処理をどうするかについて、やはりお知恵を拝借しないとどうにもならないのかなというふうに感じてます。何か良い方法があればご教授くださいと。基金全部突っ込んで恐らく十数年2,000万円近い赤字が出てたかと思いますが、同じようなかたちでの運営は私としては、町としてはほとんど承認得られないでしょうと。それから入り込み客といいますか入場者数、それから笠置への観光客をこのまま数で推移する、去年、フェイスが撤退したときの年で、前年で約5万1,000人でしたけれども、6万人弱の入場者数を捨てるっていうのは、それは単に笠置町だけの問題じゃなくて、近隣町村との関係もございまして、それはあまりにも惜しい財産やろうというふうには感じてます。どうやって採算ベースに乗せていくのか、または採算ベースに乗らなくても許容できる範囲内での赤字で押さえることができるのかということについて、具体的な方策を検討したいということでその辺は府の補助金なり、国の補助金なりの算段も考えないといけませんので、直ちにお返事できないと。ただ町としては基本的には再開に向けての努力はしたいということの申し入れはしてあります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 町長の返事はそれでいいんですけど、方針とかそういう件については依然町民からアンケートを取られたはずですが。それに対してどうあるべきかという方針は一応町の意見としては出てるんじゃないですか。その点どうなんですか。ただ、いろいろ債務があるとか、そんなんは言い逃れです。それをどうするのかというのであれば、府に何回相談に行かれたんですか。府は何という返答をされてるんですか。府に相談した、それは結構です。しかし、私はもっと、いつも言うてるんです。具体的に説明してください。何回府に行かれたんですか。そういう点から考えて、これは参考ですから、無理して答えてもらう必要はないです、意見は。そういう点、今後ともよろしくお願ひしたいなと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 具体的にということなんですが、本町の職員を交えて1回、振興局の副局長さんと1回、近々振興局の方にまたお伺いして、ほかのことも含めていろんなご相談をさせていただきたいということで3回目のお話をさせていただくというスケジュールになっております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

議案第39号、訴えの提起の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、議案第39号、訴えの提起の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第7、議案第40号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第40号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出総額20億2,808万円に歳入歳出それぞれ42万9,000円を追加し、歳入歳出総額を20億2,850万9,000円とするものです。

歳出の主なものは、議案第39号で議決いただきました訴訟費用着手金並びに手数料でございます。

歳入は、前年度繰越金を計上しています。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） それでは、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、先ほど町長の提案理由にもございましたが、不当利得返還等請求事件の訴えを提起するための費用を計上させていただいております。

予算書の8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費で42万9,000円の増額補正となっております。内訳といたしましては、11節役務費の手数料で4万4,000円を計上させていただいております。こちらは不当利得返還等請求事件の訴状への貼用印紙代でございます。民事訴訟費用等に関する法律第3条の規定による申し立ての手数料となり、今回の訴訟の目的の価格820万4,000円に対する手数料の額が4万4,000円となるものでございます。

次の12節委託料では、38万5,000円を計上いたしております。今回の訴訟に係る弁護士費用の着手金でございます。

なお、財源につきましても町長の方から説明がございましたが、予算書7ページになりますが、前年度繰越金を充当させていただいております。

以上簡単ではございますが、補正予算の説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

これで質疑をおわります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

議案第40号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって議案第40号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第8、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の
継続調査にすることに決定しました。

議長(杉岡義信君) これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。令和2年第3回笠置町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午後3時25分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 岡 義 信

署名議員 田 中 良 三

署名議員 松 本 俊 清